

議案第49号

加西市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

加西市農業共済条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年9月1日提出

加西市長 西村 和 平

加西市農業共済条例の一部を改正する条例

加西市農業共済条例（昭和43年加西市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第89条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

- 2 委員は次に掲げる者につき、市長が委嘱する。ただし、第2号に規定する者にあつては、あらかじめ議会の同意を得なければならないものとする。

附 則

この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

(審議資料)

損害評価会委員の委嘱については、議会の同意を要することと定めているが、条例第 89 条第 2 項第 1 号において地区代表農会長と特定しているため、同号に基づき委嘱する場合は、議会の同意を省略できるよう改正するもの